

改正

昭和49年3月27日条例第23号

昭和54年3月14日条例第10号

昭和57年3月27日条例第11号

平成4年3月27日条例第4号

平成11年12月20日条例第58号

平成13年3月28日条例第28号

平成16年12月20日条例第63号

平成18年3月24日条例第16号

廃止 令和元年10月7日条例第12号

卸売市場条例を次のように定める。

卸売市場条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 地方卸売市場（第3条—第29条）

第3章 その他の卸売市場（第30条—第41条）

第4章 雑則（第42条）

第5章 罰則（第43条・第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に関して必要な事項を定め、あわせてその他の卸売市場の開設及びその他の卸売市場における業務に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「生鮮食料品等」とは、法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。

2 この条例において「地方卸売市場」とは、法第2条第4項に規定する地方卸売市場をいう。

3 この条例において「その他の卸売市場」とは、法第2条第2項に規定する卸売市場のうち、同

条第3項に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場以外のものをいう。

第2章 地方卸売市場

(地方卸売市場の開設等の許可の申請)

第3条 法第55条の規定により地方卸売市場の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 地方卸売市場の名称及び所在地

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 前2項の規定は、法第13条の5第1項の規定による地方卸売市場への転換の許可について準用する。

(業務規程に定める事項)

第4条 法第56条第2項(法第13条の5第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方卸売市場の位置及び面積
- (2) 取扱品目
- (3) 開場の期日及び時間
- (4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
- (5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- (6) 卸売の業務を行う者に関する事項
- (7) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- (8) 市場内の秩序及び衛生に関する事項
- (9) 施設の使用料
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業計画に定める事項)

第5条 法第56条第3項(法第13条の5第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の種類、規模、配置及び構造
- (2) 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み
- (3) 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(卸売業務の許可の申請等)

第6条 法第58条第1項の規定により卸売の業務の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 卸売の業務を行おうとする地方卸売市場及び取扱品目

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 法第13条の6の規定により法第58条第1項の許可を受けたものとみなされる者であつて、法第13条の5第1項の許可を受けて開設される地方卸売市場において卸売の業務を行おうとするものは、第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(市場)

第7条 法第55条及び第58条第1項の市場は、卸売場、生鮮食料品等の保管所及び積込所、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもつて運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体とする。

(取扱品目の部類)

第8条 法第58条第1項の取扱品目の部類は、次に掲げる部類とする。

(1) 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(3) 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(4) 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(地方卸売市場の廃止の許可の申請)

第9条 法第60条の規定により地方卸売市場の廃止の許可を受けようとする者は、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(卸売業務の廃止の届出)

第10条 法第58条第1項の許可を受けた者又は第6条第3項の規定による届出をした者（以下この章において「卸売業者」という。）は、当該許可又は届出に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(開設者等の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条 法第13条の5第1項若しくは第55条の許可を受けた者（以下この章において「開設者」という。）又は卸売業者（以下この章において「開設者等」という。）が営業又は事業（地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。

2 開設者等である法人の合併の場合（開設者等である法人と開設者等でない法人が合併して開設者等である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（地方卸売市場における開設又は卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該開設又は卸売の業務を承継した法人は、開設者等の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 知事は、第1項又は第2項の認可の申請が法第57条第1項第1号から第4号までに掲げる許可の基準又は法第59条に規定する許可の基準に該当するときは、第1項又は第2項の認可をしてはならない。

(相続)

第12条 開設者等が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該開設者等の地方卸売市場における開設又は卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なっていた地方卸売市場における開設又は卸売の業務を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつ

た旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした法第55条又は第58条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 前条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。

5 知事は、第1項の認可の申請が法第57条第1項第1号、第2号若しくは第4号に掲げる許可の基準又は法第59条に規定する許可の基準に該当するときは、第1項の認可をしてはならない。

6 第1項の認可を受けた者は、開設者等の地位を承継する。

(事業報告書の提出)

第13条 開設者等は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを知事に提出しなければならない。

(買受人)

第14条 地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、業務規程で定めるところにより、その旨を開設者に届け出なければならない。

2 開設者は、規則で定めるところにより、前項の規定による届出をした者（以下この章において「買受人」という。）について名簿を作成しておかなければならない。

(売買取引の方法)

第15条 法第62条の規定により開設者が業務規程をもつて定めるせり売若しくは入札の方法又は相対取引は、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの
せり売又は入札の方法

(2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、その以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 前2号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第1号及び第2号に掲げる生鮮食料品等（同項第2号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の規則で定める特別の事情がある場合であつてせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認められるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引とすることができる。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的

に著しく減少したときその他の規則で定める特別の事情がある場合は、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法とする。

第16条 削除

(受託契約約款)

第17条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、これを知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(せり人の資格及び届出)

第18条 卸売業者が地方卸売市場において行なう卸売のせり人は、規則で定める資格を有する者でなければならない。

2 卸売業者は、地方卸売市場において行なう卸売のせり人を定め、その者の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。届出に係る事項に変更があつたときも、同様とする。

3 卸売業者は、前項の規定による届出をした者でなければ、当該卸売業者が地方卸売市場において行なう卸売のせりを行なわせてはならない。

(代金決済)

第19条 卸売業者は、販売の委託を受けた生鮮食料品等を卸売したときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を委託者に支払わなければならない。

2 買受人は、卸売業者から生鮮食料品等を買受けたときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を卸売業者に支払わなければならない。

第20条 削除

(卸売予定数量等の公表)

第21条 法第63条の規定による毎日の卸売予定数量の公表は、毎日の卸売が開始される時まで、主要な品目について、前回の卸売の数量並びに価格の高値、中値及び安値とともに、市場内の見やすい場所に掲示して行うものとする。

2 法第63条の規定による卸売業者の卸売の数量及び価格の公表は、主要な品目について、価格形成後直ちに、卸売の数量並びに価格の高値、中値及び安値を前項の場所に掲示して行うものとする。

(業務規程の変更の承認の申請)

第22条 法第64条第1項の規定により業務規程の変更の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 地方卸売市場の名称

(2) 変更しようとする内容

(3) 変更しようとする理由

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(事業計画の変更の届出)

第23条 開設者は、第5条第1号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 地方卸売市場の名称

(2) 変更しようとする内容

(3) 変更しようとする理由

2 前項の規定による届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(名称の変更等の届出)

第24条 開設者等は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 法第13条の5第1項又は第55条の許可に係る地方卸売市場の開設の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 法第58条第1項の許可又は第6条第3項の届出に係る地方卸売市場における卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(3) 氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

(4) 資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき。

(届出等の経由)

第25条 地方卸売市場の開設者と異なる卸売業者が第10条及び第24条の規定による届出並びに第11条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定による認可の申請をする場合は、当該開設者を経由してしなければならない。

(必要な改善措置をとるべき命令等)

第26条 知事は、地方卸売市場における開設又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者等に対し、当該開設者等の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は勧告することができる。

(助成)

第27条 県は、開設者が法第6条の卸売市場整備計画に基づき地方卸売市場の施設の整備をする場合においては、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該整備に要する経費の一部を補助

することができる。

- 2 県は、法第6条の卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

(公示事項)

第28条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。

- (1) 法第13条の5第1項、第55条、第58条第1項又は第60条の許可をしたとき。
- (2) 法第65条第1項又は第2項の規定による処分をしたとき。
- (3) 第6条第3項の届出を受理したとき。

(手数料)

第29条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第13条の5第1項又は第55条の許可を受けようとする者 18,000円
- (2) 法第58条第1項の許可を受けようとする者 9,000円
- (3) 第11条第1項若しくは第2項又は第12条の認可を受けようとする者
 - ア 地方卸売市場の開設の業務に係るもの 5,000円
 - イ 地方卸売市場における卸売の業務に係るもの 4,000円

第3章 その他の卸売市場

(その他の卸売市場の開設の届出)

第30条 その他の卸売市場を開設しようとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) その他の卸売市場の名称及び所在地
- (4) 施設の種類、規模、配置及び構造
- (5) 取扱品目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(卸売業務の開始の届出)

第31条 その他の卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所

- (2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 卸売の業務を行おうとするその他の卸売市場及び取扱品目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(その他の卸売市場の廃止の届出)

第32条 第30条の規定による届出をした者（以下この章において「開設者」という。）は、その他の卸売市場を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(卸売業務の廃止の届出)

第33条 第31条の規定による届出をした者（以下この章において「卸売業者」という。）は、同条の届出に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(業務規程)

第34条 開設者は、業務規程を作成しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) その他の卸売市場の位置及び面積
- (2) 取扱品目
- (3) 開場の期日及び時間
- (4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
- (5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- (6) 卸売の業務を行う者に関する事項
- (7) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- (8) 市場内の秩序及び衛生に関する事項
- (9) 施設の使用料

(事業報告書の提出)

第35条 開設者及び卸売業者（以下この章において「開設者等」という。）は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを知事に提出しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第36条 開設者等は、その他の卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他その他の卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第37条 削除

(代金決済)

第38条 卸売業者は、販売の委託を受けた生鮮食料品等を卸売したときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を委託者に支払わなければならない。

2 卸売業者から生鮮食料品等を買受けた者は、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を卸売業者に支払わなければならない。

第39条 削除

(名称の変更等の届出)

第40条 開設者等は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) その他の卸売市場における開設又は卸売の業務を休止し、又は再開したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

(必要な改善措置をとるべき命令等)

第41条 知事は、その他の卸売市場における開設又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者等に対し、当該開設者等の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は勧告することができる。

第4章 雑則

(補則)

第42条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条の規定に違反してその他の卸売市場を開設した者

(2) 第31条の規定に違反してその他の卸売市場において卸売の業務を行なつた者

(両罰規定)

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(魚菜市場条例の廃止)

- 2 魚菜市場条例（昭和39年兵庫県条例第50号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条の規定により開設者又は卸売人の登録を受けている者のうち、その他の卸売市場を開設している者又はその他の卸売市場において卸売の業務を行なっている者は、第30条又は第31条の規定による届出をした者とみなす。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年3月27日条例第23号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月14日条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

- 6 施行日前に第16条及び第19条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき許可等の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、第16条及び第19条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月27日条例第11号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。（後略）

- 4 昭和57年4月1日前に第4条、第7条及び第12条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき許可等の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、第4条、第7条及び第12条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月27日条例第4号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第58号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成11年法律第109号。以下「改正法」という。）による改正前の卸売市場法（昭和46

年法律第35号) 第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正法による改正後の卸売市場法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに、同法第64条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。

- 3 既設地方卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して7月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、改正後の卸売市場条例第2章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

附 則（平成13年3月28日条例第28号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第63号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第16条及び第37条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して6月を経過する日までに、この条例による改正後の卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、同法第64条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。
- 3 既設地方卸売市場の業務規程は、施行日から起算して6月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、改正後の条例第2章の規定

により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際現に卸売市場条例第30条の規定による届出をして開設されているその他の卸売市場（以下「その他の既設卸売市場」という。）を開設している者は、施行日から起算して6月を経過する日までに、改正後の条例の規定により必要となる業務規程の変更をしなければならない。

5 その他の既設卸売市場の業務規程は、施行日から起算して6月を経過する日又は前項の規定による変更後の業務規程の効力が発生する日のいずれか早い日までは、改正後の条例第3章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

附 則（平成18年3月24日条例第16号）

この条例は、（中略）会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年10月7日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。（後略）

（経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。